別記（第２条関係）

第１　支給対象者

１　子育て世帯等臨時特別支援事業（一括給付金）（以下「子育て特別給付金」という。）は、令和３年９月分の児童手当法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法附則第２条第１項の給付の受給者を除く。）、高校生を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者並びにそれに準ずる者（施設設置者等を含む。）及び令和４年３月31日までに出生した新生児の児童手当受給者（法附則第２条第１項の給付の受給者を除く。）については、子育て特別給付金を支給する。

２　１の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に１に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　令和３年９月30日の基準日（以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この２の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。） | 左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第４条第１項第１号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者 |
| ②　基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（同項第４号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）若しくは里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合 | 左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。） |
| ③　基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に第２の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第７条第１項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合 | 左欄に掲げる当該者の配偶者 |

３　次のア又はイに掲げる者、かつ、Ⅰ（先行給付金）、Ⅱ（追加給付金）、Ⅲ（一

括給付金）又はⅣ（クーポン給付）の受給者の配偶者であった者のうち、離婚等

をした者その他これらに準ずる者に、別途、子育て特別給付金を一括した形での

給付金等（以下「支援給付金」という。）を給付する。ただし、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣ

の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第２の２の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く。

　　ア　令和３年９月分の児童手当の受給者でなかったが、令和４年３月分の児童手

当の受給者（令和４年２月28日までに申請があった場合は、令和３年９月

１日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続きを完了し、申請時点

において児童手当の受給者である者）になった者

　　イ　令和３年９月30日において高校生等を養育していなかったが、２月28日時

点（令和４年２月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生

等を養育している者（所得額が令第１条に規定する額未満の者に限る。）

４　２の規定（表中②の規定を除く。）は、支援給付金の支援対象について準用す

る。この場合において、同規定中「１の規定にかかわらず」とあるのは「３の規

定にかかわらず」と、「子育て特別給付金」とあるのは「支援給付金」と読み替え

るものとする。

第２　対象児童

１　第１に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て特別給付金の対象児童（子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のア～エに掲げる者とする。

ア　支給対象者に支給される令和３年９月分の児童手当に係る児童（ウ及びエに該当する者を除く。）

イ　基準日の翌日から令和４年３月31日までの間に出生した児童

ウ　基準日において支給対象者に養育される高校生等

エ　基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入

　　院している高校生の施設入所等児童

２　第１の３に規定する者（以下第１の３の規定中「支給対象者」という。）に支給される支援給付金の対象児童（支援給付金の支給の算定基礎となる児童をいう。以下第１の３の規定中同じ。）は、次のア、イに掲げる者その他これらに準ずる者とする。

　　ア　支給対象者に支給される令和４年３月分児童手当に係る児童（令和４年２月

28日までに申請があった場合は、令和３年９月１日から申請時までの間に児　童手当の受給者変更手続きを完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

　　イ　２月28日時点（２月28日までに申請があった場合は申請時）において支給

対象者に養育される高校生等